

## 通所介護・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

この重要事項説明書は、厚生労働省令37号第8条の規定に基づき、利用申込書またはその家族へのサービスの利用開始にあたって、重要事項の説明をするために作成したものです。

## 1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 健康俱楽部
代表者名	代表取締役 森田 健公
所在地・連絡先	(住所) 〒047-0024 小樽市花園2丁目5番2号 (電話) 0134-25-0051 (FAX) 0134-25-9933

## 2 事業所の概要

## (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスセンター ARK 奏
所在地・連絡先	(住所) 〒047-0042 小樽市末広町1番5号 (電話) 0134-64-1105 (FAX) 0134-64-1505
事業所番号	0172001968
管理者の氏名	三浦 七恵
利用定員	35名

## (2) 事業所の職員体制

職種	員数		職務内容
管理者	1	1名	施設運営管理
生活相談員	1	1名以上	利用相談の受付 業務の企画運営
看護職員	1	1名以上	利用者の看護
介護職員	5	5名以上 (常勤換算)	利用者の介護
機能訓練指導員	1	1名以上	個別機能訓練の 実施

## (3) 職員勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	8:30~17:30 常勤で勤務。
生活相談員	8:30~17:30 常勤で勤務。
介 護 職 員	8:30~17:30 常勤で勤務。
看 護 職 員	9:00~17:00 非常勤で勤務。
機能訓練指導員	9:30~16:40 の間で 120 分以上。非常勤で勤務。

## (4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	小樽市
------------	-----

## (5) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
月曜日 ~ 日曜日	8:30~17:30

## (6) サービス提供時間

9:30~16:40
------------

## 3 サービスの内容及び費用

## (1) 介護保険給付対象サービス

## ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00~13:00 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入 浴	入浴又は清拭を行います。
排 泌	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し実施した場合。
生 活 指 導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健 康 チ ェ ッ ク	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。

**イ 費用**

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金が利用者の負担額となります。

**【料金表】****○要支援の場合 月額**

	要支援 1	要支援 2 (週 1 回)	要支援 2 (週 2 回)
1割	1,798 円	1,798 円	3,621 円
2割	3,596 円	3,596 円	7,242 円
3割	5,394 円	5,394 円	10,863 円

**○所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合**

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	368 円	421 円	477 円	530 円	585 円
2割	736 円	842 円	954 円	1,060 円	1,170 円
3割	1,104 円	1,263 円	1,431 円	1,590 円	1,755 円

**○所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合**

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	386 円	422 円	500 円	557 円	614 円
2割	772 円	884 円	1,000 円	1,114 円	1,228 円
3割	1,158 円	1,266 円	1,500 円	1,671 円	1,842 円

**○所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合**

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	567 円	670 円	773 円	876 円	979 円
2割	1,134 円	1,340 円	1,546 円	1,752 円	1,958 円
3割	1,701 円	2,010 円	2,319 円	2,628 円	2,937 円

**○所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合**

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	581 円	686 円	792 円	897 円	1,003 円
2割	1,162 円	1,372 円	1,584 円	1,794 円	2,006 円
3割	1,743 円	2,058 円	2,376 円	2,691 円	3,009 円

**○所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合**

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	655 円	773 円	896 円	1,081 円	1,142 円
2割	1,310 円	1,546 円	1,792 円	2,162 円	2,284 円
3割	1,965 円	2,319 円	2,688 円	3,243 円	3,426 円

## ○加算

種類	利用料	備考
入浴介助加算（I）	40円（1割） 80円（2割） 120円（3割）	1日につき。（入浴介助を行った場合）
LIFE加算	40円（1割） 80円（2割） 120円（3割）	1ヵ月につき（科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図る加算）
介護職員等処遇改善加算（III）	8.0%	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。
サービス提供体制強化加算（II）	18円（1割） 36円（2割） 54円（3割）	1日につき（介護職員の総数の内介護福祉士の割合が50%以上の配置）

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※利用者負担割合による個人の負担割合により算定（1割～3割）（上記は1割負担記載）

## ○ 食費

食事サービスを受ける方は、食費として640円が必要となります。

（但し、利用日前日の11時00分以降のキャンセルは全額料金が発生するものとする）

## ○ その他の費用

デイサービスが企画する行事に参加される場合の食費を含む参加費用は、全額お客様の負担となります。なお、行事参加にあたっては居宅介護計画、通所介護計画書に沿っていること、行事参加の意思があることが要件となります。

## (2) 利用料等のお支払方法

当月分の利用料については、翌月の10日頃に請求書を発行致します。お支払いは、請求書発行月の月末までにお願い致します。

- ① 郵便局引き落とし
- ② 各銀行引き落とし
- ③ 各金融機関への振り込み

## 4 通所介護計画の作成等について

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その

	結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年4回研修を実施します。

## 5 苦情処理の措置と概要

円滑かつ迅速に苦情対応を行うための体制と手順

- 苦情があった場合には、直ちに利用者側と連絡をとり、直接利用者宅まで行くなどして事情を聞き、苦情の内容を確認します。
- 担当者は、苦情の内容を管理者に報告をします。
- 管理者は担当者及び他の従業員を加え、苦情対応に向けた検討会議を開催します。
- 検討会議の結果をもとに対応結果をまとめ、管理者は速やかに利用者宅に伺い謝罪し、具体的な対応策を指示するとともに、対応策等の結果を利用者側に説明をします。
- 苦情処理結果記録を台帳記載し、朝礼時、各種会議時等を活用して啓蒙を図り再発防止に役立てます。
- 苦情の対応において、必要に応じ市町村、担当ケアマネージャー、居宅介護支援事業所等に報告し情報の共有を図ります。
- 管理者は、利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、また国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行います。

### ○サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 三浦 七恵 ※責任者不在時は生活相談員が対応いたします。 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話：(0134)64-1105 面接：当事業所相談室
上記以外の相談窓口	小樽市役所介護保険課 電話 (0134)32-4111 北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情窓口 電話 (011)231-5161

## 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。			
設備名称	個数等	設備名称	個数等	
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし	
避難階段	あり	屋内消火栓	あり	
自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり	
誘導灯	あり			
カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。				

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

## 8 守秘義務

- (1) 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業所は事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

## 9 事故発生時の取扱

- (1) 事業所は発生した事故の状況をご家族に連絡するとともに、速やかに市町村、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 報告を行う対象となる事故は、以下の通りとします。
  - ① サービス提供による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」と言います。）
    - ア ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療（施設ないにおける医療処置を含みます。）、または入院したもの を原則とします。ただし、擦過傷や打撲などの比較的軽易なケガ等は除きます。
    - イ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。  
(利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含みます。)
    - ウ サービス提供には、送迎も含みます。
  - ② 感染症、食中毒、結核及び疥癬。  
感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に定めるもののうち、原則として1・2・3・4・5類の感染症（ただし5類の定点把握を除く）とします。
  - ③ 従業員の法令違反・不祥事等利用者の処遇に影響があるもの。  
例 利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故等
  - ④ 上記①.②及び③以外で特に市が報告を求めた場合。
  - ⑤ その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故
- (3) 事業所は事故処理の進捗状況に応じ、以下に掲げる記録及び報告を行うものとします。
  - ① 事故発生直後の場合は、事故発生状況
  - ② 事故処理が長期化する場合は、随時に行う途中経過等。
  - ③ 問題が解決し、事態が集結した場合は、その顛末及び結果等。
- (4) リスクマネジメント委員会を設け、月に一回、事故を未然に防ぐ対策を講じます。  
また、事故が発生した際には、原因を解明します。
- (5) 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰す事由によらない場合には、その限りではありません。

## 10 衛生管理・感染症に関する事項

事業所は、感染症の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 業務開始前・終了時のヒビの清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- (2) 職員へは、研修や勉強会を通じ食中毒や感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- (3) 感染症の予防及びびまん延の防止ための対策を検討する委員会を開催するとともに、結果について事業所の従事者に周知する。
- (4) 感染症の予防及びびまん延の防止ための指針を整備する。

## 11 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、結果について事業所の従事者に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所の従事者に対し、虐待のための研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

## 1.2 身体拘束に対する考え方

- 1 サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束は行わない。
- 2 第1項の「緊急やむを得ない場合」とは、以下の要件を全て満たす場合に限られる。また、「緊急やむを得ない場合」の判断は、事業所全体で行うものとする。
  - (1) 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高い場合。
  - (2) 身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
  - (3) 身体拘束は一時的なものである場合
- 3 身体拘束が必要となる可能性がある場合、あらかじめ利用者及び家族に対し、身体拘束の内容、目的、時間等を十分に説明し、身体拘束があった場合は記録を作成し、家族に報告すること。

## 1.3 事業所における措置に関する組織体制

当事業所における虐待防止・身体拘束等適正化・感染症対策・事故発生及び再発防止の措置に関する組織体制

(  
責任者)  
[職名] 管理者

## 1.4 契約期間

- 契約期間は、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約満了期間以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約の満了となります。
- 前項の契約期間満了日の2日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は自動更新され以後も同様とします。
- この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間満了の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日となります。但し、契約期間満了日以前に要介護状態区分の変更を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

## 1.5 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者に迷惑になる行為（執拗な宗教、政治活動含む）はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください
- 利用者はサービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにしてください。

## 1.6 記録の閲覧について

介護記録及び、介護経過記録については、利用者様及び利用者様ご家族様から閲覧の申し出があった場合は、求めに応じて事業所は記録を提示し、閲覧できるものとする。又、事業計画及び財務内容について閲覧希望の申し出があった時も同様とする。

#### 1 7 虐待防止に関する事項について

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、結果について事業所の従事者に周知する。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 事業所の従事者に対し、虐待のための研修を実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

#### 1 8 第三者評価の実施について

第三者評価の実施の有無	有・ <input type="radio"/> 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	—	評価結果の開示状況	有・ <input type="radio"/> 無

## 同 意 書

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 〒047-0024  
小樽市花園2丁目5番2号  
事業者名 株式会社 健康俱楽部

施設名 デイサービスセンター ARK 奏  
(事業所番号) 0172001968

説明者 職名 生活相談員  
氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、上に記載する説明者より通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、且つ重要事項の内容について同意・了承しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の家族 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印